

生活援助を一定回数以上位置付けたケアプランの届出について

1 概要

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画（ケアプラン）について、訪問介護における生活援助中心型サービスを国が定める回数以上位置づける場合、その必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村へ届け出るもの。

2 対象となるプラン

ケアプランを作成または変更した時点で、訪問介護において以下の回数以上の「生活援助」（生活援助を単体で行うもののみを指し、1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在するものを除く。）を位置づけたもの。

（1月あたりの回数）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2 7	3 4	4 3	3 8	3 1

3 ケアプランの検証方法

提出のあったケアプランは、市職員が適切なケアマネジメントがされているかを確認し、ケアプランを作成した介護支援専門員に対し、電話または対面にて内容の聞き取りを行い、必要に応じて指導を行います。

4 ケアプランの提出

（1）提出物

ア 生活援助を一定回数以上位置付けたケアプランの届出書

イ 本市被保険者全員分（当該月分）のケアプラン（第1表～第4表及び第6表・第7表）及びアセスメント表（基本情報を含む。）

※生活援助の必要性を記載した箇所は色を塗る等、わかりやすく表示してください。

（2）期限

該当するケアプランがある場合、利用者の同意を得て交付した月の翌月末日までに自主的に提出して下さい。

（3）提出方法等

提出方法：メールまたは郵送

提出先：名古屋市健康福祉局介護保険課給付担当

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052-972-2594

メール：a2592-06@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※メールで提出する場合は個人情報保護のため、添付ファイルにパスワードを設定して送付してください。